

**『速旅 ドライブ to あいち2021』利用規約**  
**<発着エリア付き周遊エリア乗り放題コース>**

**(通則)**

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と別表1に定める愛知県の観光施設等で利用できるお買い物券（3,000円分または5,000円分）（以下「お買い物券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

**(本規約以外の適用)**

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び株式会社 JTB コミュニケーションデザインが定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

**(定義)**

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

**(対象車種)**

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

**(実施期間等)**

第5条 本プランの実施期間は、2022年1月5日（水）から2022年2月28日（月）までの期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用開始日から別表2に定める高速定額利用期間（利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みをされた場合、申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じ。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、お買い物券は利用可能期間のうちあらかじめ指定した日（以下「施設利用日」といいます。）に引換えることができます。ただし、次の各号の一に該当するときは、本プランの申し込みはできません。

- 一 利用可能期間にゴールデンウィーク、お盆、年末年始などの交通混雑期を含むとき（具体の期間は、決定次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 二 利用可能期間に当社が別途指定する日を含むとき（具体の日程は、決定次第、当社公式WEBサイ

トにてお知らせします。)

2 往路通行(第9条第1項第一号に定める「往路通行」をいいます。)に係る通行日の判定は、周遊エリア(第9条第1項第一号に定める「周遊エリア」をいいます。)内のインターチェンジから流出した日時をもって行い、復路通行(同項第三号に定める「復路通行」をいいます。)に係る通行日の判定は、周遊エリア内のインターチェンジから流入した日時をもって行います。

### (申込方法等)

第6条 本プランへの申し込みは、当社公式WEBサイトから、本規約に定める事項に承諾のうえ、本プランの利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前までに行ってください。なお、申し込み時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります(既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。)

2 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、前項により会員登録を行い本プランへの申し込みを行った者(以下「申込者」といいます。)が会員登録したメールアドレスに、受付番号、プラン名、利用日等の申込情報を記載した申込確認書(以下「申込確認書」といいます。)をメールにて通知するとともに、「速旅」会員専用「マイページ(<https://hayatabi.c-nexco.co.jp/mypage/>)」(以下「会員マイページ」といいます。)上で申込確認書を確認できる状態とします。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信または会員マイページで申込確認書を確認できる状態をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

3 申込者は、前項のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合、会員マイページから申込確認書を確認するものとします。

4 お買物券料金は、当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

5 当社と申込者との売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

6 申込確認書は、施設利用日にいずれかの引換施設にて、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面上で提示し、係員の指示に従ってください。

7 第16条第1項、第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

8 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一である申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

9 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

10 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランにお申し込みいただけません。

### (受付内容の変更)

第7条 前条第2項に定める申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで会員マイページから変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。

3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効で

す。

### (お買物券の引換及び利用方法)

第8条 申込者は、施設利用日に引換施設にてインターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末の画面上で申込確認書を提示し、係員の指示に従い引換番号を入力し画面認証することにより、お買物券と引換することができます。

2 本プランは、インターネットに接続可能なスマートフォン又はタブレット端末での画面認証が必要となりますので、申込確認書の提示のみではお買物券を引換することができません。

3 施設利用日の変更を希望される場合は、その旨を引換施設に申し出て、係員の案内に従ってください。

4 お買物券で利用可能な店舗については別表1のとおりです。

5 お買物券の返金、換金、譲渡、転売はできません。また利用時のおつりはできません。

6 お買物券の有効期間は2022年2月28日です。有効期限を超えたお買物券の返金や利用はできません。

### (高速定額利用の利用可能な区間)

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間において、第一号、第二号、第三号の順、第一号、第二号の順若しくは第一号、第三号の順の通行又は第一号のみに該当する通行とします。

一 発着エリア（別表3に定める対象インターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、周遊エリア（別表4に定める対象区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「往路通行」といいます。）。

二 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）。

三 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、当社が管轄する高速道路及び一般有料道路のみを通行し、往路通行と同一の発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行1回（高速道路の通行止めによりやむを得ず経路途中のインターチェンジで流出及び再流入をした場合は、流出及び再流入をしたインターチェンジ間を通行したものとみなします。以下「復路通行」といいます。）。

2 往路通行終了後に、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア外のいずれかのインターチェンジで流出する通行（復路通行に該当する通行は除きます。）、又は周遊エリア外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入をした周遊エリア外のインターチェンジとの間の通常料金（時間帯割引が適用される場合、時間帯割引適用後の料金をいいます。以下同じです。）（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア外のインターチェンジで流入し、かつ、流出した場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

3 往路通行又は復路通行において、高速道路の通行止めによりやむを得ず発着エリア内のいずれかのインターチェンジで流出及び再流入をした場合を除き、発着エリア内で一旦流出及び再流入した場合には、次の各号に定めるとおり取扱います。

- 一 往路通行の場合 当初流入したインターチェンジから一旦流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。なお、発着エリア内で一旦流出後、再度同じ発着エリア内から再流入しない場合は、その後の通行は一切高速定額利用の対象となりません。
- 二 復路通行の場合 再流入したインターチェンジからその次に流出したインターチェンジまでの通常料金をお支払いいただきます。

### (高速定額利用の開始及び終了)

- 第10条 高速定額利用は、往路通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、復路通行が完了したことをもって利用を終了したものとします。利用の開始前又は利用終了後のいかなる通行も高速定額利用の対象となりません。
- 2 前項の定めにかかわらず、復路通行を開始する前に利用可能期間を経過した場合は、高速定額利用が終了したものとします。

### (高速定額利用の利用方法)

- 第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。
- 2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したE T CカードをE T C車載器に挿入し、E T CゲートをE T C無線通信により通行してください。登録したE T Cカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。
  - 3 入口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般(有人)レーン(以下「一般レーン」といいます。)で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したE T Cカードと入口通行券をお渡してください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン(レバー)」により、スマートI Cを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。
  - 4 出口料金所のE T Cレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したE T Cカードをお渡してください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン(レバー)」によりお申し出ください。

### (料金及び請求)

- 第12条 本プランの料金は、別表2に定めるとおりです。
- 2 当社は、高速定額利用料金とお買物券料金を分けて請求いたします。なお、お買物券にかかるクレジットカードの明細書上の利用日付は、実際の利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。
  - 3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、E T C車載器、「E T C利用照会サービス」等の料金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いいただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。
  - 4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はE T Cカード事務局(E T Cパーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。)が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示され

ます。

- 5 ETCパーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。
- 6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

#### （他の割引との適用関係）

- 第13条 高速定額利用に、ETCマイレージサービス以外の割引（ETC時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。
- 2 ETCマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。
- 3 申し込み時に登録したETCカードに、ETCマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。
- 4 ETCマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。
- 5 お買物券料金のお支払いに、金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

#### （高速定額利用の適用対象外及び無効）

- 第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。
  - 一 申し込み時に登録したETCカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき
  - 二 申し込み時に登録した車種以外の車種で通行したとき
  - 三 利用可能期間以外の日に入ロインターチェンジを流入及び出ロインターチェンジを流出したとき
  - 四 復路通行において、利用可能期間に入ロインターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき
  - 五 往路通行、周遊通行又は復路通行以外の通行（高速道路の通行止めにより、往路通行又は復路通行の途中で流出及び再流入を行った場合の通行を除く）をしたとき
  - 六 往路通行又は復路通行において、最短経路の2倍を超える距離の経路で通行したとき
  - 七 往路通行又は復路通行を2回以上行った場合の2回目以降の通行
  - 八 周遊通行において、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行
- 2 各通行が次の各号の一に該当するときは、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。また、当社供用約款に違反し料金を不法に免れたと認められる場合には、道路整備特別措置法第26条の規定により、通常料金のほか割増金をお支払いいただきます。
  - 一 通行する車両の情報が正しくセットアップされていないETC車載器が取り付けられた車両で通行したとき
  - 二 申し込み時に登録したETCカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当社が承諾した場合を除く）
  - 三 前二号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき
- 3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、

利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

- 一 本プランの利用時に有効なE T Cカードを登録していること
- 二 申込事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと
- 三 申し込み時に登録したE T Cカードの名義が本プランの申込者と同一であること

### (お買物券引換の拒否)

第15条 次の各号の一に該当するときはお買物券への引換をお断りします。

- 一 申込確認書を偽造したとき
- 二 スマートフォン又はタブレット端末の紛失、故障、電池切れ又は通信不能等により申込確認書の確認及び第8条第1項に定める画面認証ができないとき
- 三 前号の他、第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証による方法以外でお買物券の引換を受けようとしたとき
- 四 第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証の際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、無効な申込確認書若しくは認証完了画面を表示し画面認証を試みた場合又は既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされているとき
- 五 引換施設以外の場所で引換を受けようとしたとき
- 六 すでに引換を行っているとき
- 七 利用可能期間以外の日に引換を受けようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）
- 八 第16条に定める解約を行ったとき（なお引換をした場合は、お買物券料金を請求します）

### (解約等)

第16条 本プランの申込者は、利用開始日の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、会員マイページにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用の申し込み又はお買物券の申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとします。

- 一 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買物券の引換を行わなかった場合は、高速定額利用及びお買物券のいずれの申し込みとも遡って解約がされたものとします。
- 二 往路通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買物券の引換を行った場合は、高速定額利用の申し込みのみ遡って解約がされたものとします。

3 往路通行を行った場合は、第8条に定めるお買物券引換の有無にかかわらず、お買物券料金の払戻しをいたしません（当社、株式会社JTBコミュニケーションデザイン又は別表2に示す引換施設の責による場合を除きます。）。ただし、お買物券の引換を行わず、かつ当社公式WEBサイト上の問合せフォーム又は電話にて当社お客さまセンターへその旨の申し出をいただいた場合に限り、申込者の指定する住所（ただし日本国内に限ります）に株式会社JTBコミュニケーションデザインからお買物券を配送いたします。この場合の配送費用は、申込者のご負担となります。また、申し出の有効期間は施設利用日から2か月間、配送するお買物券の有効期間は2022年2月28日とします。

4 往路通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。通行した区間の通行料金とお買物券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、

払戻し又は差額の返金は一切行いません。

### (個人情報の保護および提供)

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取扱います。

2 当社は、第6条第4項に定めるクレジットカード決済において、クレジットカード発行会社が行う不正利用検知および防止のために必要な範囲内で、申込者が会員登録した際に当社が入手した個人情報を申込者が決済に使用したクレジットカードの発行会社に提供いたします。なお、クレジットカード発行会社が外国にある場合、当社が提供した個人情報は当該の会社へ移転される場合があります。また、申込者が未成年の場合は、親権者または後見人の承諾を得たうえで、本プランを申込するものとします。

3 当社は、第8条に定めるお買物券の引換の手続きに必要な範囲内で、株式会社 JTB コミュニケーションデザイン及び別表1に定める引換施設) に対し、第6条第2項に定める申込情報とともに申込者の氏名、申込プラン名称、利用日を提供いたします。なお、申込者より第16条第3項に定めるお買物券の配送の依頼があった場合、配送手続きに必要な範囲内で、株式会社 JTB コミュニケーションデザインに対し、申込者の住所、電話番号を追加で提供いたします。

### (免責事項)

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき

### (規約の変更)

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社公式WEBサイトへの掲示等の方法で周知します。

3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表1：お買物券の利用対象施設

No	施設名	市町村	備考
1	エスカ駐車場	名古屋市	引換施設
2	セントラルパーク駐車場	名古屋市	引換施設
3	東山スカイタワー	名古屋市	引換施設
4	日本料理 宝善亭	名古屋市	引換施設
5	古川美術館	名古屋市	引換施設
6	爲三郎記念館	名古屋市	引換施設
7	和薬・漢方の本草閣	名古屋市	引換施設
8	SHOP HASEGAWA	一宮市	引換施設
9	瀬戸蔵	瀬戸市	引換施設
10	漬処壽俵屋 扶桑總本家	扶桑町	引換施設
11	尾張旭まち案内	尾張旭市	引換施設
12	御菓子処 鶴の家	豊明市	引換施設
13	マリーヌ洋菓子店	豊明市	引換施設
14	フォーポイントバイシェラトン名古屋 中部国際空港	常滑市	引換施設
15	おかき屋辰心	知多市	引換施設
16	えびせんべいの鯛祭りひろば	南知多町	引換施設
17	観光農園花ひろば	南知多町	引換施設
18	えびせんべいの里美浜本店	美浜町	引換施設
19	NEOPASA 岡崎 SA (上下集約) コンシェルジュカウンター	岡崎市	引換施設
20	カクキュー八丁味噌の郷	岡崎市	引換施設
21	まるや八丁味噌	岡崎市	引換施設
22	石窯パン工房グランクレール六ッ美店	岡崎市	引換施設
23	ありがとうの里	碧南市	引換施設
24	スタミナ刈谷	刈谷市	引換施設
25	豊田上郷 SA (上り線) コンシェルジュカウンター	豊田市	引換施設
26	豊田上郷 SA (下り線) コンシェルジュカウンター	豊田市	引換施設
27	おいでん市場	豊田市	引換施設
28	T-FACE (一部店舗のみ)	豊田市	引換施設
29	松鶴園 本店	西尾市	引換施設
30	ヤマサ ちくわの里	豊川市	引換施設
31	えびせんべいとちくわの共和国	豊川市	引換施設
32	蒲郡オレンジパーク	蒲郡市	引換施設
33	蒲郡海鮮市場	蒲郡市	引換施設
34	道の駅田原めっくんはうす	田原市	引換施設
35	道の駅あかばねロコステーション	田原市	引換施設
36	エスカ地下街 (一部店舗のみ)	名古屋市	
37	セントラルパーク地下街 (一部店舗のみ)	名古屋市	
38	徳川美術館	名古屋市	
39	名古屋城	名古屋市	
40	金シャチ横丁	名古屋市	
41	ヤマザキマザック美術館	名古屋市	
42	トヨタ産業技術記念館	名古屋市	
43	リニア鉄道館	名古屋市	
44	料理旅館なごや花亭美よし	名古屋市	
45	有松・鳴海絞会館	名古屋市	
46	大須演芸場	名古屋市	
47	伍味酉 本店	名古屋市	
48	大久手山本屋	名古屋市	
49	山本屋桜通大津店	名古屋市	
50	金銀花酒造株式会社	一宮市	
51	野田屋菓子舗	一宮市	
52	尾張一宮香物 三井宮蔵	一宮市	



No	施設名	市町村	備考
53	招き猫ミュージアム	瀬戸市	
54	おもだか屋	瀬戸市	
55	後藤サボテン	春日井市	
56	博物館 明治村	犬山市	
57	国宝犬山城	犬山市	
58	香味茶寮壽俵屋 犬山井上邸	犬山市	
59	漬処壽俵屋 犬山庵	犬山市	
60	あいち航空ミュージアム	豊山町	
61	あま市七宝焼アートヴィレッジ	あま市	
62	蟹江町観光交流センター 祭人(sai-to)	蟹江町	
63	半田赤レンガ建物	半田市	
64	INAX ライブミュージアム	常滑市	
65	中部国際空港 セントレアホテル レストランコスモス	常滑市	
66	尾張桂新堂本舗 直営店	常滑市	
67	かねふくめんたいパークとこなめ	常滑市	
68	まるは食堂 りんくう常滑店	常滑市	
69	chitacotton478	知多市	
70	手織りの里 木綿蔵・ちた	知多市	
71	佐布里緑と花のふれあい公園 梅の館売店&レストラン梅の館	知多市	
72	ペニンシュラバーガー (PENINSULA BURGER)	知多市	
73	寺本饅頭本舗	知多市	
74	森田屋伸嘉	知多市	
75	魚太郎本店	美浜町	
76	まるは食堂旅館 南知多豊浜本店	南知多町	
77	マルハリゾート 内海店	南知多町	
78	岡崎城・三河武士のやかた家康館	岡崎市	
79	八千代本店	岡崎市	
80	道の駅 藤川宿 きらり岡崎コーナー	岡崎市	
81	本宮山自然休養村 男川やな	岡崎市	
82	NEOPASA 岡崎 (上下集約) (一部店舗のみ)	岡崎市	
83	三州足助屋敷	豊田市	
84	城跡公園 足助城	豊田市	
85	百年草	豊田市	
86	ストロベリーパーク みふね	豊田市	
87	豊田カントリー倶楽部	豊田市	
88	豊田上郷 SA (上り線) (一部店舗のみ)	豊田市	
89	豊田上郷 SA (下り線) (一部店舗のみ)	豊田市	
90	西条園あいや本店	西尾市	
91	葵製茶	西尾市	
92	茶々屋南山園 (ヴェルサウォーク西尾店)	西尾市	
93	茶々屋南山園 (アピタ安城南店)	安城市	
94	門前そば山彦 本店	豊川市	
95	むすび茶屋	豊川市	
96	味のヤマスイ山本水産	蒲郡市	
97	ラグーナテンボス ラグナシア	蒲郡市	
98	三谷温泉 平野屋	蒲郡市	
99	三谷温泉 ホテル明山荘	蒲郡市	
100	西浦温泉 ホテルたつき (龍城)	蒲郡市	
101	奥三河蒸留所	新城市	
102	新城 PA (下り) 門前そば山彦	新城市	

※No. 1～35 の施設は、お買い物券の引換え場所となります。(お買い物券のご利用も可能)

※お買い物券の利用内容はNE XCO中日本公式Webサイトでご確認ください。

※新型コロナウイルスの影響により、営業時間の短縮や店内飲食の休止などの措置を予告なく実施する場合がありますので、利用の前に必ず店舗の最新情報をご確認ください。

別表2：料金及び利用日（金額は本プラン利用1回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 記号	料金 (普通車)	料金 (軽自動車等)	高速定額 利用可能 期間	お買い物券 引換日 (※1)
お買い物券 (5,000円分) 首都圏発着 静岡西 部・愛知・岐阜周遊	①	A	<u>15,300円</u> (内訳) [高速定額利用] 10,300円 [お買い物券] 5,000円	<u>13,200円</u> (内訳) [高速定額利用] 8,200円 [お買い物券] 5,000円	利用開始日 から 連続する 最大3日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち1日
お買い物券 (3,000円分) 首都圏発着 静岡西 部・愛知・岐阜周遊			<u>13,300円</u> (内訳) [高速定額利用] 10,300円 [お買い物券] 3,000円	<u>11,200円</u> (内訳) [高速定額利用] 8,200円 [お買い物券] 3,000円		左記の 高速定額 利用可能期間 のうち1日 ※2
お買い物券 (5,000円分) 静岡・富士発着 静 岡西部・愛知・岐阜 周遊	②	B	<u>12,300円</u> (内訳) [高速定額利用] 7,300円 [お買い物券] 5,000円	<u>10,800円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,800円 [お買い物券] 5,000円	利用開始日 から 連続する 最大3日間	左記の 高速定額 利用可能期間 のうち1日
お買い物券 (3,000円分) 静岡・富士発着 静 岡西部・愛知・岐阜 周遊			<u>10,300円</u> (内訳) [高速定額利用] 7,300円 [お買い物券] 3,000円	<u>8,800円</u> (内訳) [高速定額利用] 5,800円 [お買い物券] 3,000円		左記の 高速定額 利用可能期間 のうち1日 ※2

※1 第16条第3項に記載の場合を除く。

※2 引換日は土日祝に限る。

別表 3 : 高速定額利用 (発着エリア)

記号	対象路線	対象インターチェンジ
①	東名高速道路	東京 IC(※1)、東名川崎 IC、横浜青葉 IC/JCT(※1)、横浜町田 IC、綾瀬スマート IC、厚木 IC、秦野中井 IC、大井松田 IC、足柄スマート IC、御殿場 IC
	新東名高速道路	厚木南 IC、伊勢原大山 IC、秦野丹沢スマート IC(※2)、新秦野 IC(※2)、新御殿場 IC
	中央自動車道	高井戸 IC(※1)、調布 IC、府中スマート IC、国立府中 IC、八王子 IC、相模湖東 IC、相模湖 IC
	首都圏中央連絡自動車道	八王子西 IC、高尾山 IC、相模原 IC、相模原愛川 IC、厚木 PA スマート IC、圏央厚木 IC、海老名 IC、寒川北 IC、寒川南 IC
	小田原厚木道路	厚木西 IC、平塚 IC、大磯 IC、二宮 IC、小田原東 IC、荻窪 IC、小田原西 IC
	西湘バイパス	西湘二宮 IC、橋 IC、国府津 IC、石橋 IC、小田原西 IC、箱根口 IC
	新湘南バイパス	茅ヶ崎海岸 IC、茅ヶ崎西 IC、藤沢 IC
②	東名高速道路	富士 IC、富士川スマート IC、清水 IC、日本平久能山スマート IC、静岡 IC、焼津 IC
	新東名高速道路	新富士 IC、新清水 IC、新静岡 IC、静岡 SA スマート IC、藤枝岡部 IC、島田金谷 IC、清水いはら IC
	中部横断自動車道	富沢 IC

※1 東京 IC と高井戸 IC、横浜青葉 IC/JCT は首都高速道路からも連続してご利用いただけますが、本プランの料金とは別に首都高速道路の料金が必要です。

※2 秦野丹沢スマート IC、新秦野 IC は、開通後からご利用いただけます。

別表 4 : 高速定額利用 (周遊エリア)

記号	区間
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(静岡 IC～小牧 IC)(※1)</li> <li>・ 新東名高速道路(新静岡 IC～豊田東 JCT、三ヶ日 JCT～浜松いなさ JCT)</li> <li>・ 伊勢湾岸自動車道・伊勢湾岸道路(豊田東 JCT～四日市 JCT)</li> <li>・ 名神高速道路(小牧 IC～関ヶ原 IC)</li> <li>・ 新名神高速道路(四日市 JCT～菰野 IC)</li> <li>・ 中央自動車道(土岐 IC～小牧 JCT)</li> <li>・ 東名阪自動車道(名古屋西 JCT～四日市東 IC)</li> <li>・ 東海北陸自動車道(一宮稲沢北 IC・一宮 JCT～岐阜各務原 IC)</li> <li>・ 東海環状自動車道 (豊田東 JCT～五斗蒔スマート IC、大野神戸 IC～養老 IC、大安 IC～新四日市 JCT)</li> <li>・ 名古屋第二環状自動車道(全線)</li> </ul>
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東名高速道路(大井川焼津藤枝スマート IC～小牧 IC)(※1)</li> <li>・ 新東名高速道路(森掛川 IC～豊田東 JCT、三ヶ日 JCT～浜松いなさ JCT)</li> <li>・ 伊勢湾岸自動車道・伊勢湾岸道路(豊田東 JCT～四日市 JCT)</li> <li>・ 名神高速道路(小牧 IC～関ヶ原 IC)</li> <li>・ 新名神高速道路(四日市 JCT～菰野 IC)</li> <li>・ 中央自動車道(土岐 IC～小牧 JCT)</li> <li>・ 東名阪自動車道(名古屋西 JCT～四日市東 IC)</li> <li>・ 東海北陸自動車道(一宮稲沢北 IC・一宮 JCT～岐阜各務原 IC)</li> <li>・ 東海環状自動車道 (豊田東 JCT～五斗蒔スマート IC、大野神戸 IC～養老 IC、大安 IC～新四日市 JCT)</li> <li>・ 名古屋第二環状自動車道(全線)</li> </ul>

※1 名古屋瀬戸道路の日進 JCT～長久手 IC 間も連続してご利用いただけますが、名古屋瀬戸道路の通行料金が別途必要です。